運航責任・乗客責任、免責事項及び注意事項

岡山県玉野市宇野 1 丁目 11 番 1 号 宇野港土地株式会社

第1条(責任の範囲)

船名「TAMANO」(以下「ヨット」といいます)のクルーズ(以下、「運航」といいます)、ヨット設備、ヨット管理及びヨット乗組員(以下、「船員」又は「船長」といいます)の行為等に関し、ヨット乗船のお客様(以下「乗客」といいます)が、ヨットに乗船し、ヨットを下船するまでの間を、当社の責任の範囲とします。よって、運航中途での下船及び再乗船は可能ですが、上陸したときの一切の責任を負いかねます。

第2条(損害補償)

当社は、乗客が、運航、ヨット管理及び船員の故意若しくは過失又はヨット設備の瑕疵によって、損害を被ったときは、その損害について適切な範囲で補償をいたします。

第3条(免責事項)

当社は、乗客の損害が次の事由により生じたものであるときは、その責めを負いません。

- ①乗客の故意又は重大な過失
- ②乗客の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- ③乗客の脳疾患、疾病、心神喪失、既往症又は身体的障害
- ④乗客の妊娠、出産、早産又は流産
- ⑤地震・噴火・津波若しくは予測しがたい気象条件などによる災害又はこれらに随伴して生 じた事故
- ⑥天変地異や荒天などにより、運航の変更若しくは短縮等を余儀なくされたとき ただし、運航自体を開始できないときは当社都合によるキャンセルとして運航代金を全額 返金させていただきます。
- ⑦乗客が発病されたとき及び体調不良となったとき
- ⑧当社の故意若しくは過失がなく不慮の事故に遇われたとき

第4条(乗客責任)

乗客は、船内に持ち込んだ手回り品などを自己の責任において保管しなければならず、当社は、乗客の手回り品(現金及び貴重品を含む)などの損害について責めを負いません。

- 2. 乗客の故意又は過失、公序良俗に反する行為、運航に定める諸条件に背く行為又はヨット内に おける注意事項・遵守事項を守らなかったことにより当社が損害を受けたときは、当該乗客に 対し、その損害の補償を求めることができます。
- 3. 船舶の安全な航海のため、船員の指示及び運航の状況・帰港・停泊その他慣例事情に応じた船員の判断に従ってください。
- 4. お子様の安全・監督及びお世話につきましては、乗客責任となり、船員はこれらの責任を負いかねます。
- 5. レンタサイクル、SUP(スタンドアップパドルボート)、シーカヤック、付属プール等は、船員の安全指導に従ってご利用ください。船員の指示や使用上の注意をお守りいただけない場合、ご利用をお断り、もしくは途中で終了させていただきます。この場合、料金の返金はいたしかねます。また、船員の故意・過失及び備品の設備不良を除き、当社は備品利用による事故等について一切の責任を負いません。

第5条 (傷害保険等へ加入)

乗客が運航中に被られる損害については、第 2 条の範囲で一定の補償をさせていただきますが、運航中等に安心してお楽しみいただくためにも、ご自身で適切な保険に加入されることをおすすめいたします。

第6条 (安全上の注意事項)

乗客は以下の安全上の案内・注意事項に従うこととします。

- ・デッキ上では、船員の指示に従ってライフジャケットを着用ください。
- ・運航中の安全のため、ライフジャケット・救命ボートの場所を確認ください。
- ・緊急時以外は安全備品に手を触れないでください。
- ・マストやブーム等には登らないでください。
- ・夜間の船内・デッキ上の移動の際にはご注意ください。
- ・離船時には全てのハッチを閉じ、身の回りの貴重品にはご注意ください。
- ・キャビン内を清潔に保つため、各備品類や身の回り品は収納スペースに納めてください。
- ・便器にはトイレットペーパー以外は流さないでください。トイレットペーパーご使用の際も 小分けにして流してください。
- ・救命ボート乗船の際は、ライフジャケットの着用をお願いします。
- ・曇天でも日焼けには各自十分ご注意ください。
- ・転倒、転落した際の事故防止のため、各キャビンのデッキハッチは全開にしないでください。
- ・ヨットの上では、スリップ等の危険を避けるため、オイル・ローションなどの滑りやすいものの使用はお控えください。床はもとより手すり、ハシゴでのスリップによる事故防止のためとなります。
- ・スリップによる事故を防ぐため、足を拭いてからの昇降や手すり・ハシゴをご利用ください。
- ・武器や麻薬等の船内持ち込みは禁止です。持ち込みが確認された場合、船長が下船を明示、 警察に通報します。
- ・安全上の理由から、喫煙はヨットの船尾だけに限らせていただきます。
- ・いかなる場合も、船上では船長の判断が優先しますので、指示がある場合は従ってください。
- ・乗客皆様が楽しいクルージングとなるよう、節度を持った行動とマナーをお心がけいただき ますようお願いいたします。

第7条 (その他)

当社が運航するボート(船名「シルフィードII」、「パールIV」及び「Carro」並びに「Stappy」)についても、本文「ヨット」を「ボート」に代えて内容を準用するものといたします。ただし、ボートに設置していない設備・機能については、運航責任・乗客責任、免責事項及び注意事項の対象外といたします。

2. 本文及び本文に記載のない事項に関して、疑義その他問題が生じたときは、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。